



平成 28 年 9 月 16 日

各 位

東京都渋谷区神宮前 1 丁目 14 番 34 号原宿神宮の森ビル
会社名 日本スキー場開発株式会社
代表者の役職氏名 代表取締役社長 鈴木 周平
(コード番号: 6040 東証マザーズ)
問合せ先 常務取締役 宇津井 高時
電話番号 03-6434-0011

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日、会社法第 370 条及び当社定款第 26 条に基づく取締役会の決議に代わる書面の同意により、平成 28 年 10 月 24 日に開催予定の当社第 11 期定時株主総会に、下記のとおり、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 90 号）」が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されました。これに伴い、業務執行を行わない取締役及び監査役について、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第 30 条（取締役の責任限定契約）及び第 41 条（監査役の責任限定契約）の規定を新設するものであります。

なお、第 30 条（取締役の責任限定契約）の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役及び取締役会 第 19 条～第 29 条 (条文省略) <u>(新設)</u>	第 4 章 取締役及び取締役会 第 19 条～第 29 条 (現行のとおり) <u>(取締役の責任限定契約)</u> 第 30 条 <u>当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、業務執行取締役等でない取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第 5 章 監査役及び監査役会 第 30 条～第 39 条 (条文省略)	第 5 章 監査役及び監査役会 第 31 条～第 40 条 (現行のとおり)

<p><u>(新設)</u></p> <p>第6章 会計監査人 第<u>40</u>条～第<u>42</u>条 (条文省略)</p> <p>第7章 計算 第<u>43</u>条～第<u>46</u>条 (条文省略)</p>	<p><u>(監査役の責任限定契約)</u></p> <p>第<u>41</u>条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第6章 会計監査人 第<u>42</u>条～第<u>44</u>条 (現行のとおり)</p> <p>第7章 計算 第<u>45</u>条～第<u>48</u>条 (現行のとおり)</p>
---	--

3. 変更日程

- | | |
|-----------------------|------------------|
| (1) 定款変更のための定時株主総会開催日 | 平成28年10月24日(月曜日) |
| (2) 定款変更の効力発生日 | 平成28年10月24日(月曜日) |

以上